

市住ニュース さっぽろ

■発行／一般財団法人
札幌市住宅管理公社
■住所／〒060-0001
札幌市中央区北1条西2丁目9
オーク札幌ビル
■電話／211-3381
■FAX／221-4438
■URL／<https://s-j-k.or.jp/>
[年6回隔月15日発行・無料配布]

第280号
令和8年1月号

INDEX

- 住宅管理公社(中央区北1西2オーク札幌ビル1階)の窓口時間延長のお知らせ
- 令和8年4月からの家賃額について必ず“通知書”をご確認ください!!
- 家賃減免申請書の受付
- 家賃の減免と還付時期について(口座引き落としの方)
- 駐車場使用料の減免を希望される方へ
- 家族構成に変更はありませんか?
- 連帯保証人の解除について
- 緊急連絡先届の提出について
- 冬の暮らしの注意点
- 単身入居の皆様に対するみまもりサービス(有料)のお知らせ



(一財)札幌市住宅管理公社の
ホームページアドレスです!

<https://s-j-k.or.jp/>



住宅管理公社(中央区北1西2オーク札幌ビル1階)の 窓口時間延長のお知らせ

家賃減免申請に関して、1月26日(月)、27日(火)、28日(水)、29日(木)、30日(金)の5日間は、通常の午後5時15分を午後7時まで延長して受付しますので、日中の手続きが難しい方はどうぞご利用ください。

※ 午前8時45分から午後7時までにご来社ください。

令和8年4月からの家賃額について 必ず“通知書”をご確認ください!!

令和8年4月からの家賃額につきましては、令和7年6月からの収入申告をもとに計算し、2月上旬に『家賃決定通知書』を郵送いたします。

郵送されましたら、必ず内容をご確認ください。

また、郵送された通知書の表題が『収入超過者認定通知書 兼 家賃決定通知書』になっている方は、一定以上の収入があるため、住宅を明け渡すよう努めていただきます。

該当する方につきましては、民間住宅などへの転居をご検討くださいますようお願いいたします。

なお、収入超過者認定に関するお問い合わせは下記までご連絡ください。

問い合わせ先

札幌市 都市局市街地整備部 住宅課 管理係

☎211-2806

家賃減免申請書の受付

※ 受付期間は窓口の混雑が予想されます。減免申請書は郵送または集会所への提出をお勧めします。

■ 令和8年度分(令和8年4月以降)家賃減免の受付

令和8年度分(令和8年4月以降)の家賃減免の受付が始まります。家賃の減免が令和8年3月で終わり、引き続き希望される方は、下記の期間で受付します。



〔受付期間〕

記

ア) 年金のみで生活する世帯全員が60歳以上の場合
…2月2日～4月末日まで受付

イ) 左記ア)以外
…3月2日～4月末日まで受付

■ 令和7年度分(令和8年1月～3月)家賃減免の受付

令和7年度分(令和8年1月～3月)の家賃減免を希望される方は、希望される月の末日までに申請してください。

問い合わせ先

(一財)札幌市住宅管理公社 業務課 家賃係

☎211-2355

家賃の減免と還付時期について(口座引き落としの方)

減免審査については、申請された世帯の収入状況を精査して家賃を決める重要な業務のため、申請後、決定通知が届くまで時間がかかります。

減免希望月の中旬までに決定とならない場合、口座引き落としの方については、月末に減免前の家賃額が引き落としとなり、減免後の家賃との差額は、後日、札幌市から還付となります。還付には決定から2か月程度の期間がかかります。

減免申請の受付は、減免希望月の前月より開始していますので、口座引き落としに間に合わせたい方は、早めの申請をお勧めいたします。

問い合わせ先

減免について
(一財)札幌市住宅管理公社 業務課 家賃係
還付について
札幌市 都市局市街地整備部 住宅課 管理係

☎211-2355

☎211-2806

駐車場使用料の減免を希望される方へ

※ 次の(1)から(3)の**要件のすべて**を満たしている方は、駐車場使用料が減免となる場合がありますので、下記にご相談ください。

(1)車いす住宅に付随する専用駐車場を利用する方又は身体の移動のために

自動車の使用が不可欠と認められる方(通勤、通学等)

(2)身体障害者手帳の交付を受けている方で、下肢又は体幹の障がいにより

1級から4級に該当する方

(3)家賃の減額を受けている方で減免率60%の方又は家賃の免除を受けている方

※ 借り上げ住宅は駐車場使用料減免の対象ではありません。

※ 介護用で駐車場をご利用の場合は、駐車場減免に該当しません。



問い合わせ先

(一財)札幌市住宅管理公社 業務課 家賃係

☎211-2355

家族構成に変更はありませんか？

家族構成に変更がある場合は、区役所への届出とは別に、住宅管理公社へも申請(届)が必要です。



◎ 家族構成の変更内容について

- ① 同居者異動届 ⇒ 同居親族の死亡、退去、または出生があった場合。
- ② 同居承認申請 ⇒ 現在入居を許可された方以外の親族(子・親・配偶者など)を同居させようとする場合。
- ③ 入居承継承認申請 ⇒ 名義人が死亡、または離婚等により退去し、引き続き同居親族が住宅に住む場合。

※ 异動の事由が生じてから14日以内に申請書を提出しなければなりません。

◎ その他の変更内容について

- ・ 長期不在届 ⇒ 入居者全員が15日以上住宅を不在にする場合。

なお、申請(届)には公的証明書の添付が必要なものがあります。また、申請の承認には、各種条件を満たすことが必要となりますので、事前にお問い合わせください。

問い合わせ先

(一財)札幌市住宅管理公社 業務課 家賃係

☎211-2355

連帯保証人の解除について

令和6年4月から連帯保証人に関する制度が変わり、新たに入居される方は連帯保証人が不要となりますが、令和6年3月末時点で既に入居されている方の連帯保証人は、原則として継続となっております。

ただし、家賃・駐車場使用料の滞納がない場合や連帯保証人がお亡くなりになった場合等に届け出でいただくことで連帯保証人を解除することができます。

問い合わせ先

(一財)札幌市住宅管理公社 業務課 家賃係

☎211-2355

緊急連絡先届(安否確認・単身入居者用)の提出について

(対象:一人世帯／今年度は中央区、西区、東区の団地にお住まいの方が対象です)

市営住宅に一人でお住まいの方を対象とした緊急連絡先届について、すでに提出期限は過ぎておりますが、まだ提出されていない方は、郵送または集会所に提出をお願いいたします。

問い合わせ先

(一財)札幌市住宅管理公社 管理課

☎211-3385

冬の暮らしの注意点

●水道の凍結に注意

氷点下の「真冬日」が続いたときや旅行等で長時間水道を使用しないときは、水道の凍結にご注意ください。水道が使用できなくなるばかりではなく、凍結によって水道管等を破損するおそれがあります。

万が一凍結させてしまった場合、その処理費用は皆さんの負担になり、管が破損した場合の修繕費、破損などで階下に漏水被害が発生した場合も、原因者負担となりますので、十分ご注意ください。

●結露を防ぐための対策

結露を防ぐためには、空気を入れ替え、部屋全体を適切な温度と湿度に保つことが大切です。換気扇や換気レジスターを活用し、多量の湿気を発生させないようにしましょう。また、室内の空気の流れを良くするために、家具の配置に気をつけて、住宅全体を開放的に使うよう心がけましょう。

※ 市営住宅では、結露防止のため石油ポータブルストーブの使用は認められません。

●それでも結露が発生したら

全ての結露を発生させないように生活することは大変困難であると思います。対策をしても、なお結露が発生した場合は、結露水により壁や床が汚れたり、窓ガラスが凍り付いたりしてしまわないように、こまめに拭き取りましょう。

一度結露を起こした部屋は、壁・床・天井などの建築材料、家具の中の衣類、押入の布団などに湿気が詰まっているものと考えられます。根気よく部屋の中の空気を入れ替え、湿気を外に出すようにすることが大切です。

問い合わせ先

北区、西区、手稲区にお住まいの方

エムエムエスマンションマネージメントサービス株式会社 ☎ 011-232-3111

中央区、東区、白石区にお住まいの方

日興美装工業株式会社 ☎ 0120-846-219

豊平区、清田区、南区にお住まいの方

株式会社東急コミュニティ ☎ 011-555-0071

厚別区にお住まいの方

株式会社東急コミュニティ ☎ 011-801-7060

単身入居の皆様に対する みまもりサービス(有料)のお知らせ

市営住宅に1人でお住まいの方の安否を心配するお問い合わせが増えてきています。

そこで市営住宅に単身でお住まいの方へ居住支援サービスをご案内します。

- ① 登録したご家族等へ1週間に2回、メールでご自身の安否をお伝えする安否確認。
- ② 万一、自宅内で死亡となってしまった場合に、原状回復費用や残存家財の処分費用の補償(補償限度額100万円)。

①と②がセットになった有償サービスの斡旋をしています。

集会所にチラシを用意しておりますので、ぜひこの機会にご家族・ご親戚の方ともご検討いただくことをおすすめいたします。詳しくは下記へお問い合わせください。

※ 初回登録料11,000円(税込) 月額利用料1,650円(税込)がかかります。

※ 費用補償は自宅内での死亡時のみ対象となります。

問い合わせ先

(一財)札幌市住宅管理公社 管理課

☎ 211-3385